

平成 2 9 年 8 月 2 8 日

## アウガ問題調査特別委員会会議概要

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 山 脇 智

1 開催日時 平成29年 8 月 28 日（月曜日）午後 2 時 59 分～午後 3 時 16 分

2 開催場所 第 3 委員会室

3 案 件

1 記録の提出について

2 証人喚問について

3 その他

○出席委員

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 山 脇 智

委員 中 村 美津緒

委員 木 戸 喜美男

委員 里 村 誠 悦

委員 藤 原 浩 平

委員 仲 谷 良 子

委員 秋 村 光 男

委員 赤 木 長 義

○欠席委員

委員 長谷川 章 悦

○事務局出席職員氏名

議会事務局長 木 浪 龍 太

議会事務局次長 八木澤 透

議事調査課長 齋 藤 賢 剛

議事調査課副参事 横 内 英 雄

議事調査課主査 山 田 達

議事調査課主査 石 澤 貴 志

議事調査課主査 山 内 克 昌

議事調査課主査 柴 田 聡

議事調査課主査 花 田 昌

議事調査課主事 高 木 涉

**○丸野達夫委員長** それでは、アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。  
出欠の確認をいたしますが、長谷川委員が所用のため欠席とのことであります。

本日は、お手元に配付の案件表に従い会議を進めてまいります。なお、発言に当たりましては、マイクを使用していただきますようお願いいたします。  
市政記者の皆様に申し上げます。

委員には非公表の部分も含まれている資料も配付しておりますので、御協力、御配慮のほど、よろしくお願い申し上げます。

傍聴人に申し上げます。

携帯電話その他音声等を発生する機器の電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

案件に入る前に、配付資料について議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

**○齋藤賢剛議事調査課長** それでは、配付資料について御説明させていただきます。

まずは、こちらは委員の皆様のための配付ですけれども、有限会社沼田建設代表取締役からの回答書が3通あります。

次も、委員の皆様のための配付です。確認事項等。これは、青森市議会事務局宛てですけれども、確認事項等であります。

そして、これも委員の皆様のための配付であります。有限会社沼田建設に対して記録の提出を求めている提出状況の一覧表です。

そして、アウガ問題調査特別委員会記録提出要求書。こちらは、要求先が第三者でありますので、傍聴者の方にはこちらの要求先が空欄になったものが配付されておりますけれども、委員の皆様には要求先の実名が入った資料になっております。

そして最後に、これは委員の皆様のための資料ですけれども、証人喚問要求書が配付されております。

配付資料については以上でございます。

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

それでは、早速ですが案件に入らせていただきます。

案件の1「記録の提出について」を議題といたします。

まず、記録の提出の一番最初について、議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

**○齋藤賢剛議事調査課長** それでは、記録の提出についてです。

8月25日に開催の本委員会におきまして、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏からの記録の提出期限延長の申し出につきましては、延長の理由は認められないということで否決され、本日までの記録の提出となったところ

であります。本日、お手元に配付の回答書のとおり記録が提出されております。

13件の記録に係る提出状況をまとめた資料が、先ほど御説明いたしましたけれども、アウガ問題調査特別委員会記録提出状況一覧です。本委員会終了後、委員の皆様への閲覧を開始したいと考えておりますので、閲覧を希望する委員は、事務局まで御連絡をお願いいたします。

なお、お手元に配付しております確認事項等の文書についてですけれども、こちらはあくまでも議会事務局宛ての文書ですので、今後必要に応じて、議会事務局でこちらの文書の対応等をしていく予定としております。

説明は以上でございます。

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明のとおり、回答書が沼田建設より提出されました。この内容について閲覧を希望する方は、本委員会終了後、事務局に申し出てください。

なお、確認事項等の書類に関しましては、事務局宛ての文書ですので、事務局で対応するということだそうです。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** では、そのようにさせていただきます。

次に、もう1件残っている「記録の提出について」を議題といたします。

議会事務局に説明をお願いいたします。議事調査課長。

**○齋藤賢剛議事調査課長** それでは、アウガ問題調査特別委員会記録提出要求書、こちらの資料をごらんいただきたいと思います。

新政無所属の会会派の中村美津緒委員から、資料のとおり3件の記録提出の要求がありましたので、このことについて御協議をお願いいたします。

以上でございます。

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

それでは、具体的調査事項3「平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び『アウガ1階水の遊歩道工事①』、『アウガ1階水の遊歩道工事②』、『アウガ1階1—8区画ガールフレンド』の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項」についての調査を進めるため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている「見積依頼における仕様書について」の文書のうち、見積依頼における仕様書、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている「見積依頼における仕様書について」の文書のうち、見積依頼に使用した設計図面、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている「見積依頼における仕様書について」の文書のうち、見積依頼に使用した別紙平面図の記録の提出を、

平成 29 年 9 月 8 日までに求めるものであります。

このことについて、中村委員に説明を求めます。

なお、要求先は第三者であります。委員の皆様には、私の許可がない限り、第三者である要求先の法人名は伏せて御発言いただきますようお願い申し上げます。

中村委員、説明をお願いいたします。

**○中村美津緒委員** 御説明させていただきます。

さきの 8 月 25 日でありますが、地方自治法第 100 条第 1 項を行使いたしまして、青森駅前再開発ビル株式会社から本市に提出された実績報告書の提出が青森市からありました。それで、こちらの要求先の業者である E 社がわかった次第であります。

以上です。

**○丸野達夫委員長** その E 社に求めた理由は何ですか。中村委員。

**○中村美津緒委員** E 社に資料提出を求めた理由であります。具体的調査事項 3「平成 25 年 3 月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び『アウガ 1 階水の遊歩道工事①』、『アウガ 1 階水の遊歩道工事②』、『アウガ 1 階 1—8 区画ガールフレンド』の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項」の中で、これまでも、見積もり合わせが適切に行われているのか、また、どのような会社が設計を行ったのかという疑義が残っておりました。その中で、見積もり合わせに関しましては、さきのアウガ問題に関する調査特別委員会での奈良岡隆委員の質疑に対しまして、経済部長が、競争見積もりをした 2 社に関しましては、施工業者の担当者から依頼があったということをお答えされております。

しかしながら、私どもがこの実績報告書の記録を閲覧したところ、この建築設計会社 E 社が、見積もり依頼書における仕様書について仕様書があり、また、設計図面をもとに別紙平面図とともに依頼をしたというように、答弁と実績報告書の内容が食い違っていますことから、こちらの建築設計会社 E 社に対しまして、仕様書、見積もり依頼に使用した設計図面、さらに見積もり依頼に使用したと記載されている別紙平面図の資料の提出を求めるという理由であります。

以上でございます。

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

このことについて、各委員から質疑等がありますか——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、中村委員の御意見は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、各記録の提出を平成 29 年 9 月 8 日までに求めるものであります。

また、本委員会の運営要領では、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づかず、任意で求めることも可能としております。なお、任意要求したものに付きましては、写しの交付を求めることとなり、資料の提供を拒否した場合でも罰則規定がありません。

そこで、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づくべきか、任意とするべきか、協議してまいりたいと思います。

御意見ありますか——100 条で求めることでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、改めてお諮りしたいと思います。なお、これより要求先は実名で進めることといたします。

記録提出の件を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項の「平成 25 年 3 月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び『アウガ 1 階水の遊歩道工事①』、『アウガ 1 階水の遊歩道工事②』、『アウガ 1 階 1—8 区画ガールフレンド』の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項」についての調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、エス・アイ・アール建築計画事務所木村精郎氏に対し、8 月 8 日までに、「9 月 8 日」と呼ぶ者あり) 済みません、9 月 8 日までに、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている「見積依頼における仕様書について」の文書のうち、見積依頼における仕様書、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている「見積依頼における仕様書について」の文書のうち、見積依頼に使用した設計図面、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている「見積依頼における仕様書について」の文書のうち、見積依頼に使用した別紙平面図の記録の提出を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

案件の 1 はこれにて終わります。

案件の 2 「証人喚問について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

**○齋藤賢剛議事調査課長** それでは、証人喚問についてであります。

お手元に配付しておりますアウガ問題調査特別委員会証人喚問要求書をごらんいただきたいと思います。

日本共産党会派の山脇智委員から、2 名の証人喚問の要求がありましたの

で、このことについて御協議をお願いいたします。

以上でございます。

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

それでは、このことにつきまして、山協委員に説明を求めます。

なお、本日は証人喚問の方針だけを協議いたしますので、委員の皆様には、証人の実名を伏せて御発言いただきますようお願い申し上げます。

山協委員。

**○山脇智委員** 今回この証人喚問を求めたのは、A社が落札したあおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札において見積もり合わせが行われたのではないかというこの調査事項の問題において、今回、B社、C社がこの見積もり合わせにどのように加わっていたのかなども含めて、さまざま聞く必要があるだろうということで——そもそもは、昨年の予算特別委員会で中村美津緒委員が、この見積もり合わせに協力をしたという趣旨でこのB社、C社からお話を聞いているという話もされた中で、経済部のほうからも、このB社、C社に話を聞いたところ、記憶が定かではない点もさまざまあるだとか、また、話の内容もさまざま変わってきた点もあると思うので、やはりここはしっかりと証人喚問をして、具体的なこの項目について——項目についてはここに書いてあることですが、質疑をして疑義を明らかにする必要があるだろうということで、証人喚問を求めています。

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

このことにつきまして、各委員から質疑等がありますか——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、山協委員の提案のとおり、2名を証人喚問する方針でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、2名を証人喚問する方針といたします。

なお、2名の証人喚問の議決に関しましては、今後契約予定の顧問弁護士と相談しながら進めていくことといたします。

案件の2はこれにて終わります。

案件の3「その他」を議題といたします。

その他、委員の皆様から御意見等ありますか。はい、山協委員。

**○山脇智委員** 先日金曜日に拝見した市から提出された資料について、幾つか質疑をしたいことがあるので、9月1日に行われる100条委員会の際に経済部の職員の説明を求めたいと思いますが、これについて協議をしてほしいと思います。

**○丸野達夫委員長** ただいま、山協委員から、次回の委員会に経済部長の出席を求める申し出がありました。いかがでしょうか——よろしいでしょう

か。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、次回の委員会に経済部長の出席を求めることといたします。

なお、質疑を円滑に進めるため、質疑内容の通告に御協力いただきますようお願い申し上げます。

質疑者を確認いたします。質疑を行う予定の委員は、挙手を願います。

〔山脇智委員及び中村美津緒委員挙手〕

○丸野達夫委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

それでは、山脇委員、中村委員は、経済部の質疑要旨の確認に対応いただきますようお願い申し上げます。委員会を閉じた後、経済部で聞き取りに来ると思います。

その他、委員の皆さんから御意見等ありますか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 9月1日のアウガ問題調査特別委員会におきまして、経済部に来ていただくことになるんですが、それはどこまで発言の強制力があるものになるのでしょうか。

○丸野達夫委員長 議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 今回の執行部側の出席は、あくまでも当該調査を進めるために説明員として出席していただくこととなりますので、いわば通常の常任委員会、常任委員協議会あるいは特別委員会——本委員会も特別委員会ですけれども、まちづくり対策特別委員会なり雪対策特別委員会と同様に、疑義のある事項について質疑していただいて、それに対して執行部側から御答弁をいただくというのみであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 これは、時間の制限というのはありますでしょうか。

○丸野達夫委員長 基本的にはないと思いますが。

〔中村美津緒委員「はい、わかりました」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 ほかにありますか——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 なければ、これにて終わりたいと思います。

次回のアウガ問題調査特別委員会の開催は、9月1日午後1時30分からとなります。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも所期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を閉会いたします

( 会 議 終 了 )